

平成 29 年度福岡県喀痰吸引等研修
(第 1 号・第 2 号) 募集要項

(全課程、実地研修課程、講師養成課程)

平成 29 年度福岡県喀痰吸引等研修（第 1 号・第 2 号）募集要項 （全課程、実地研修課程、講師養成課程）

1 目的

福岡県内に所在する事業所等において、特定行為を実施できる介護職員等を養成すること及び特定行為を実施できる介護職員等を養成するための研修の講師となる者を養成することを目的とする。

2 実施機関

麻生教育サービス株式会社

福岡市博多区博多駅前 3-25-24 八百治ビル 4 階

3 研修の種類

（1）介護職員等を対象とした研修

ア 第 1 号研修

不特定の者に対して、①口腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器（口鼻マスク）装着者に対する手順）、②鼻腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器（口鼻マスク）装着者に対する手順）、③気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器（口鼻マスク以外のもの）装着者に対する手順）④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下又は滴下及び半固形の両方）⑤経鼻経管栄養を実施できるようにするもの。

イ 第 2 号研修

不特定の者に対して、①口腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器（口鼻マスク）装着者に対する手順）、②鼻腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器（口鼻マスク）装着者に対する手順）③気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器（口鼻マスク以外のもの）装着者に対する手順）④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下又は滴下及び半固形の両方）及び⑤経鼻経管栄養の内、4 行為までを選択（例：1 行為でも可）し、実施できるようにするもの。

（2）医師、保健師、助産師及び看護師（准看護師は除く）を対象とした研修

ア 第 1 号・第 2 号講師養成課程

第 1 号研修又は第 2 号研修の実地研修等の講師、第 1 号研修又は第 2 号研修を行う登録研修機関の講師になることができるようにするもの。

4 研修の構成

（1）介護職員等を対象とした研修

ア 第 1 号・第 2 号全課程（基本研修＋実地研修）

講義、筆記試験及びシミュレーターを用いた演習からなる「基本研修」と、実際に現場において喀痰吸引等を必要としている者に対して特定行為を行う「実地研修」によって構成されます。

イ 第 1 号・第 2 号実地研修課程

「基本研修」が免除になる者が対象で、実際に現場において喀痰吸引等を必要としている者に対して行為を行う「実地研修」のみで構成されます。

※ 受講の対象者は、第 1 号・第 2 号研修の基本研修を修了している者、実務者研修の「医療的ケア」に関する課程を修了している者に限ります。

（2）医師、保健師、助産師及び看護師（准看護師は除く）を対象とした研修

ア 第 1 号・第 2 号講師養成課程

講義とシミュレーターを用いた演習によって構成されます。

5 研修の内容

(1) 第1号・第2号全課程（基本研修＋実地研修）

別紙1「第1号・第2号全課程（基本研修＋実地研修）の内容について」のとおり

(2) 第1号・第2号実地研修課程

別紙2「第1号・第2号実地研修課程の内容について」のとおり

(3) 第1号・第2号講師養成課程

別紙3「第1号・第2号講師養成課程の内容について」のとおり

6 受講にあたっての注意事項

(1) 第1号・第2号全課程（基本研修＋実地研修）

[基本研修]

- ・ 基本研修（講義）を欠席した場合は、理由のいかんに関わらず、筆記試験を受けることができません。
- ・ 筆記試験の正解率が9割未満の受講者は、基本研修（演習）に進むことができません。
- ・ 研修の途中で、会場を変更することはできません。

[実地研修]

- ・ 実地研修先は、原則として受講者が所属する施設・事業所等となりますが、受講者が所属する施設・事業所等で実施できない場合は、他に実施できる施設・事業所等を確保する必要があります。
- ・ 要件を満たす実地研修の講師を確保する必要があります。

(2) 第1号・第2号実地研修課程

[実地研修]

- ・ 受講対象者は、第1号研修又は第2号研修を修了している者又は実務者研修の「医療的ケア」に関する課程を修了している者に限ります。
- ・ 実地研修先は、原則として受講者が所属する施設・事業所等となりますが、受講者が所属する施設・事業所等で実施できない場合は、他に実施できる施設・事業所等を確保する必要があります。
- ・ 要件を満たす実地研修の講師を確保する必要があります。

(3) 第1号・第2号講師養成課程

- ・ 欠席した場合、理由のいかんに関わらず、第1号・第2号講師養成課程を修了できません。
- ・ 第1号・第2号講師養成課程を修了しても、第3号研修の講師になることはできません。

7 申込方法

(1) 申込単位

お申込みの際は、必ず、施設・事業所等が「第1号・第2号全課程（基本研修＋実地研修）」、「第1号・第2号実地研修課程」及び「第1号・第2号講師養成課程」それぞれの受講希望者を取りまとめの上、 申込んでください。

なお、「第1号・第2号全課程（基本研修＋実地研修）」と「第1号・第2号実地研修課程」で申込書が異なりますので、ご注意ください。

(2) 申込書類

① 第1号・第2号全課程（基本研修＋実地研修）及び第1号・第2号講師養成課程

- ア 全課程（基本研修＋実地研修）・講師養成課程 提出書類チェックリスト **様式1-1**
- イ 全課程（基本研修＋実地研修）・講師養成課程 申込取りまとめ票 **様式1-2**
- ウ 全課程（基本研修＋実地研修）[第1号研修]申込書 **様式1-3**
※ 第1号全課程（基本研修＋実地研修）に申込みない場合は、不要です。
- エ 全課程（基本研修＋実地研修）[第2号研修]申込書 **様式1-4**
※ 第2号全課程（基本研修＋実地研修）に申込みない場合は、不要です。
- オ 講師養成課程申込書 **様式7**
※ 実地研修の講師となる者が、受講する必要がある、第1号・第2号講師養成課程に申込み場合に、必要な書類です。
- カ 医師、保健師、助産師、看護師（准看護師は除く）の資格免許証の写し
※ 第1号・第2号講師養成課程に申込み場合に必要な書類です。
- キ 実地研修の講師要件に該当する修了証の写し
※ 既に講師要件を満たした講師を確保している場合に必要な書類です。

② 第1号・第2号実地研修課程及び第1号・第2号講師養成課程

- ア 実地研修課程・講師養成課程 提出書類チェックリスト **様式2-1**
- イ 実地研修課程・講師養成課程 申込取りまとめ票 **様式2-2**
- ウ 基本研修免除に関する書類
※ 第1号・第2号研修の修了証明書又は実務者研修の「医療的ケア」の課程を修了していることが分かる書類
- エ 実地研修課程[第1号研修]申込書 **様式2-3**
※ 第1号実地研修課程に申込みない場合は、不要です。
- オ 実地研修課程[第2号研修]申込書 **様式2-4**
※ 第2号実地研修課程に申込みない場合は、不要です。
- カ 講師養成課程申込書 **様式7**
※ 実地研修の講師となる者が、受講する必要がある、第1号・第2号講師養成課程に申込み場合に、必要な書類です。
- キ 医師、保健師、助産師、看護師（准看護師は除く）の資格免許証の写し
※ 第1号・第2号講師養成課程に申込み場合に必要な書類です。
- ク 実地研修の講師要件に該当する修了証の写し
※ 既に講師要件を満たした講師を確保している場合に必要な書類です。

※実地研修には、実地研修先の承諾書等が必要です。受講決定後、ご提出いただきます。

※詳細については、P.6 <実地研修先の確保>を参照してください。

③ 講師養成課程のみ

- ア 実地研修課程・講師養成課程 提出書類チェックリスト **様式2-1**
- イ 実地研修課程・講師養成課程 申込取りまとめ票 **様式2-2**
- ウ 講師養成課程申込書 **様式7**
- エ 医師、保健師、助産師、看護師（准看護師は除く）の資格免許証の写し

(3) 提出方法

申込書類に必要事項を記入し、提出書類チェックリストにより必要書類を確認の上、下記提出先まで簡易書留（角2封筒を使用）により送付してください。（持ち込み不可）

（注意事項）

- ・ 申込書類一式は、折り曲げ厳禁
- ・ 申込書類一式は、提出書類チェックリストの順番にホチキスで留めてください。
- ・ 申込書類に含まれる個人情報、本研修に係る業務以外には一切使用いたしません。
- ・ 申込書類は、返却いたしません。
- ・ 申込書類一式は、全てコピーを取り事業所で保管してください。

(4) 提出先

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前3-25-24 八百治ビル4階
麻生教育サービス株式会社 喀痰吸引等研修 係

(5) 提出期限

- ① 第1号・第2号全課程（基本研修+実地研修）及び第1号・第2号講師養成課程
- ② 第1号・第2号実地研修課程及び第1号・第2号講師養成課程
- ③ 第1号・第2号講師養成課程のみ

平成29年6月8日（木）～7月6日（木）消印有効

8 定員を超えた場合の取扱い

募集定員を超える申込みがあった場合、福岡県及び実施機関において選定を行います。
また、会場については、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

9 受講決定

選定結果については、施設・事業所等あてに文書により通知します。通知文書の発送は、以下の日程を予定しています。

なお、受講決定に関するお問い合わせは、一切お受けできません。

- ① 第1号・第2号全課程（基本研修+実地研修）及び第1号・第2号講師養成課程
- ② 第1号・第2号実地研修課程及び第1号・第2号講師養成課程
- ③ 第1号・第2号講師養成課程のみ

平成29年7月14日（金）頃

10 お問い合わせ先

申込みに関するお問い合わせは、別紙「受講申込みに関する質問票」にご記入の上、FAXにて行ってください。

回答については、原則としてFAXにて行います。

麻生教育サービス株式会社 喀痰吸引等研修 係

FAX : 092-482-0453

営業時間 平日 9:00 ~ 17:30（土日祝日休業）

※お電話でのお問い合わせは、ご遠慮ください。

※ 本研修の申込みに関するお問い合わせは、福岡県高齢者地域包括ケア推進課及び障がい福祉課ではお受けできません。

第 1 号・第 2 号全課程（基本研修＋実地研修）の内容について

1 構成

(1) 基本研修（第 1 号・第 2 号共通）

- ① 基本研修（講義） 8 日間 50 時間
 ② 筆記試験 1 日間 1 時間

基本研修（講義）の修得状況の確認のため、次のとおり筆記試験を実施します。

- ・ 出題形式 択一式問題
- ・ 出題数 30 問
- ・ 試験時間 60 分
- ・ 合格判定基準等 筆記試験の正解率が 9 割以上の受講者を合格とし、正解率が 9 割未満の受講者は、基本研修（演習）に進むことができません。

※合格者は試験後に「実地研修」における提出書類に関する説明・オリエンテーションを受講いただけます。（90 分程度）

- ③ 基本研修（演習） 3 日間

- ・ 口腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者への手順） 5 回以上
- ・ 鼻腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者への手順） 5 回以上
- ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引（人工呼吸器装着者への手順） 5 回以上
- ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下の手順） 5 回以上
- ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形の手順） 5 回以上
- ・ 経鼻経管栄養 5 回以上
- ・ 救急蘇生法 1 回以上

喀痰吸引等の技術を安全に実施できない場合は、実地研修に進むことができません。喀痰吸引については人工呼吸器装着者（開放式＜着脱コネクター＞、開放式＜吸引用穴付きコネクター＞、閉鎖式のコネクターすべてに対応）を対象とした手順で演習を行います。胃ろう又は腸ろうによる経管栄養については、滴下及び半固形に対応した手順で演習を行います。

(2) 実地研修

ア 第 1 号研修

次の行為を必要回数以上行わなければなりません。

- ・ 口腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） 10 回以上
- ・ 鼻腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） 20 回以上
- ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） 20 回以上
- ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下又は滴下及び半固形の両方） 20 回以上※
- ・ 経鼻経管栄養 20 回以上

※ 滴下及び半固形の手順を両方実施する場合は、それぞれ 20 回以上の回数を実施する必要があります。

イ 第 2 号研修

次の行為の中で申込み時に申請された行為（4 行為以内）について必要回数以上行わなければなりません。

- ・ 口腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） 10 回以上
- ・ 鼻腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） 20 回以上
- ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） 20 回以上
- ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下又は滴下及び半固形の両方） 20 回以上※
- ・ 経鼻経管栄養 20 回以上

※ 滴下及び半固形の手順を両方実施する場合は、それぞれ 20 回以上の回数を実施する必要があります。

※ 実地研修先及び実地研修の講師について

<実地研修先の確保>

実地研修は、原則として受講者が所属する施設・事業所等で実施することとなりますが、所属する施設・事業所等で実施できない場合は、他に実施できる施設・事業所等を確保する必要があります。

実地研修では、実際の利用者に対して、医療行為である喀痰吸引等を介護職員が行うことから、安全・適正に実施するため、必ず以下の書類をもって受講決定後に確認します。

- (1) 利用者（家族）の同意書の写し及び医師の指示書の写し
- (2) 喀痰吸引研修に対する実地研修先の承諾書

<実地研修の講師の確保>

実地研修の講師は、受講者又は受講者が所属する施設・事業所等で確保する必要があります。

次に該当する者を確保することが難しい場合は、必ず、今年度の第1号・第2号講師養成課程に申込み、実地研修の講師を確保してください。

- ・ 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」における指導者講習(平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」)を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・ 平成23年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(指導者講習)の開催について」(平成23年8月24日 老発0824第1号老健局長通知)による指導者講習を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・ 「平成24年度喀痰吸引等指導者講習(第一号、第二号研修指導者分)の開催について」(平成24年5月18日 社援基発0518第1号社会・援護局福祉基盤課長通知)による指導者講習を修了した医師、保健師、助産師及び看護師並びに上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・ 「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」(平成23年10月28日社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・ 平成24年度～平成25年度 福岡県喀痰吸引等研修(伝達講習)を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・ 平成26年度～平成28年度福岡県喀痰吸引等研修(第1号・第2号講師養成課程)を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

2 応募要件

福岡県内の施設・事業所等が「第1号・第2号全課程（基本研修＋実地研修）」、「第1号・第2号実地研修課程」及び講師確保のために必要となる「第1号・第2号講師養成課程」の受講希望者を取りまとめて申込みこととし、受講希望者が次の①～⑤のいずれの要件も満たすこと。

- ① 受講希望者が不特定の者に特定行為を実施しようとする者であること。
- ② 受講希望者が希望する研修の全ての課程を受講できること。
- ③ 取りまとめを行う施設・事業所等が実地研修先を確保できること。
- ④ 取りまとめを行う施設・事業所等が実地研修の講師を確保できること。
- ⑤ 修了証書及び認定証の交付に関する書類審査会への参加が可能であること。

※ 実地研修終了後に提出する下記の書類について審査会を実施します。

（開催日時・場所については研修内にてご案内いたします。）

- ・実地研修評価票
- ・実地研修日誌
- ・認定特定行為業務従事者認定証交付申請書
- ・社会福祉法及び介護福祉士法附則4条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ・住民票の写し（発行から3ヶ月以内のもの）

3 募集定員

北九州会場 50人

福岡会場 50人 （計100人）

※ 第1号・第2号全課程の受講者の合計数を100人とします。

※「平成29年度福岡県喀痰吸引等研修説明会の開催について」（平成29年5月18日29高ケ推第461号）において、第1号研修及び第2号研修の基本研修会場を福岡地区、北九州地区、筑豊地区、筑後地区としておりましたが、福岡地区と北九州地区の2会場のみの開催とします。

4 研修日程及び会場

別添「平成29年度福岡県喀痰吸引等研修（第1号・第2号）全課程カリキュラム」参照

5 受講費用

- ① 受講料 無料
- ② テキスト代 2,160円
『改訂介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト』 中央法規出版
(2016年11月20日初版第4刷発行)
- ③ 保険料 2,800円
(保険料内訳)
 - ・ スポーツ安全保険 800円 (基本研修(シミュレーター演習)時に適用)
 - ・ 施設所有者賠償責任保険 2,000円 (実地研修時に適用)

※ お支払方法については、受講決定後お知らせいたします。

第 1 号・第 2 号実地研修課程の内容について

1 構成

(1) 実地研修

ア 第 1 号研修

次の行為を必要回数以上行わなければなりません。

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| ・ 口腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） | 10 回以上 |
| ・ 鼻腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） | 20 回以上 |
| ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） | 20 回以上 |
| ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下又は滴下及び半固形の両方） | 20 回以上※ |
| ・ 経鼻経管栄養 | 20 回以上 |

※ 滴下及び半固形の手順を両方実施する場合は、それぞれ 20 回以上の回数を実施する必要があります。

イ 第 2 号研修

次の行為の中で申込み時に申請された行為（4 行為以内）について必要回数以上行わなければなりません。

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| ・ 口腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） | 10 回以上 |
| ・ 鼻腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） | 20 回以上 |
| ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） | 20 回以上 |
| ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下又は滴下及び半固形の両方） | 20 回以上※ |
| ・ 経鼻経管栄養 | 20 回以上 |

※ 滴下及び半固形の手順を両方実施する場合は、それぞれ 20 回以上の回数を実施する必要があります。

※ 実地研修先及び実地研修の講師について

<実地研修先の確保>

実地研修は、原則として受講者が所属する施設・事業所等で実施することとなりますが、所属する施設・事業所等で実施できない場合は、他に実施できる施設・事業所等を確保する必要があります。

<実地研修の講師の確保>

実地研修の講師は、受講者又は受講者が所属する施設・事業所等で確保する必要があります。次に該当する者を確保することが難しい場合は、必ず、今年度の第 1 号・第 2 号講師養成課程に申込み、実地研修の講師を確保してください。

- ・ 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」における指導者講習（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・ 平成 23 年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について」（平成 23 年 8 月 24 日 老発 0824 第 1 号老健局長通知）による指導者講習を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・ 「平成 24 年度喀痰吸引等指導者講習（第一号、第二号研修指導者分）の開催について」（平成 24 年 5 月 18 日 社援基発 0518 第 1 号社会・援護局福祉基盤課長通知）による指導者講習を修了した医師、保健師、助産師及び看護師並びに上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

- ・ 「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・ 平成 24 年度～平成 25 年度 福岡県喀痰吸引等研修（伝達講習）を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・ 平成 26 年度～平成 28 年度福岡県喀痰吸引等研修（第 1 号・第 2 号講師養成課程）を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

2 応募要件

福岡県内の施設・事業所等が「第 1 号・第 2 号全課程（基本研修＋実地研修）」、「第 1 号・第 2 号実地研修課程」及び講師確保のために必要となる「第 1 号・第 2 号講師養成課程」の受講希望者を取りまとめて申込むこととし、受講希望者が次の①～⑥のいずれの要件も満たすこと。

- ① 受講希望者が不特定の者に特定行為を実施しようとする者であること。
- ② 受講希望者が希望する研修の全ての課程を受講できること。
- ③ 取りまとめを行う施設・事業所等が実地研修先を確保できること。
- ④ 取りまとめを行う施設・事業所等が実地研修の講師を確保できること。
- ⑤ 実地研修事前説明会（実地研修開始に伴う提出書類の審査・回収及びオリエンテーション）に参加が可能であること。

※開催日時・場所については別途ご案内いたします。

- ⑥ 提出書類審査会（修了証書及び認定証の交付に係る提出書類の審査・回収）への参加が可能であること。

※開催日時・場所については研修内にてご案内いたします。

※実地研修終了後に提出する下記の書類について審査会を実施します。

- ・実地研修評価票
- ・実地研修日誌
- ・認定特定行為業務従事者認定証交付申請書
- ・社会福祉法及び介護福祉士法附則 4 条第 3 項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ・住民票の写し（発行から 3 ヶ月以内のもの）

3 募集定員

50 人

※ 第 1 号・第 2 号研修実地研修のみの受講者の合計数を 50 人とします。

4 研修日程及び会場

別添「平成 29 年度福岡県喀痰吸引等研修（第 1 号・第 2 号）実地研修課程カリキュラム」参照

5 受講費用

- | | |
|-------|--------------------------------|
| ① 受講料 | 無料 |
| ② 保険料 | 2,000 円
(保険料内訳) |
| | ・施設所有者賠償責任保険 2,000 円（実地研修時に適用） |

※ お支払方法については、受講決定後お知らせいたします。

第 1 号・第 2 号講師養成課程の内容について

1 構成

- | | | |
|------|------|------|
| ① 講義 | 1 日間 | 5 時間 |
| ② 演習 | 1 日間 | 6 時間 |

2 応募要件

次の①～③のいずれの要件も満たすこと

- ① 福岡県内の介護事業所等に勤務する医師、保健師、助産師、看護師であること
※ 准看護師は含まれません。
- ② 第 1 号研修又は第 2 号研修の实地研修の講師、第 1 号研修又は第 2 号研修を行う登録研修機関(予定を含む)の講師になろうとする者であること
- ③ 受講を希望する者が研修の全ての課程を受講できること

3 募集定員

北九州会場	50 人	
福岡会場	50 人	(計 100 人)

4 研修日程及び会場

別添「平成 29 年度福岡県喀痰吸引等研修（第 1 号・第 2 号）講師養成課程カリキュラム」参照

5 受講費用

- ① 受講料 無料
- ② テキスト代 3,024 円
『改訂介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト』 中央法規出版 2,160 円
(2016 年 11 月 20 日初版第 4 刷発行)

『改訂介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト 指導者用 指導上の留意点と Q&A』 中央法規出版 864 円
(2016 年 8 月 1 日初版第 2 刷発行)
- ③ 保険料 800 円
(保険料内訳)
 - ・ スポーツ安全保険 800 円 (演習時に適用)

※ お支払方法については、受講決定後お知らせいたします。

第1号・第2号研修の全体の構成図

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
第1号・2号研修課程 (基本研修+実地研修)			基本研修(講義・演習)				実地研修		提出書類審査会		
講師養成課程	申込み開始	申込み締切		講義・演習							
実地研修課程				実地研修事前説明会		実地研修		提出書類審査会			

麻生教育サービス株式会社 喀痰吸引等研修（第1号・第2号）係
FAX：092-482-0453

平成29年度福岡県喀痰吸引等研修（第1号・第2号）

受講申込みに関する質問票

質問日	平成29年	月	日
法人名			
事業所名			
質問者氏名			
TEL		FAX	
質問内容を簡潔にお書きください。			
回答欄			

- ・回答については、FAXにより対応させていただきます。
- ・内容によっては、お電話でご連絡する場合があります。
- ・回答までにお時間がかかる場合もございますので、予めご了承ください。